

デジタル財産の会計・税務

みつば会計
(商工研相談業務委嘱先)
税理士・公認会計士
織田成人

Q

現在、多くの場面ではデジタル財産の利用が拡大してきています。そこで、デジタル財産について整理するとともに、会社としてデジタル財産の取引や保有を行う場合の会計・税務の取り扱いについて教えてください。

A

1. デジタル財産の分類と特徴

近年、キャッシュレス社会の進展やブロックチェーン技術の発達等により、電子媒体における価値を持つ存在物として、デジタル財産が増えてきています。デジタル財産は、金融規制面から分類して特徴を捉えることができます(表)。

2. 前払式支払手段
前払式支払手段の例としては、電子マネーや各種電子ギフトなどが挙げられます。これらは実際の金銭的価値が電子的にも保

存されているものであり、会計・税務の特別な取り扱いがあるわけではありません。

3. 暗号資産

暗号資産とは、資金決済法において定義があり、法定通貨に交換可能であつて不特定多数の者と取引が可能であるものです。具体的には、ビットコインやイーサがあります。これらは、分散型で検証しあうブロックチェーン技術を用いてデータの改ざんや二重譲渡を防ぐ仕組みにより、資産としての安定性を持つ

り、資産として

表 デジタル財産の分類と金融規制

デジタル財産の分類	金融規制
前払式支払手段 (デジタルマネー)	資金決済法
暗号資産	銀行法 資金決済法
為替取引に用いられる デジタル財産	金融商品取引法
デジタル証券	なし
NFT その他 (企業ポイントなど)	なし

ています。ただし、法定通貨の裏付けはありません。

暗号資産に関しては、「暗号資産に関する税務上の取扱いについて(FAQ)」が国税庁より示されています。また企業会計基準委員会から「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」が出ています。

会社が暗号資産を有償で取得した場合は、取得時の交換比率で換算した金額が取得価額とされます。暗号資産の分岐などでは無償取得した場合は、収益認識はされません。作業の対価として暗号資産を取得(マイニング)した場合は、取得時の時価で収益認識されます。

保有している暗号資産を譲渡した場合は、譲渡時(約定日)の時価で譲渡収入が計算され、譲渡原価との差額が所得となります。譲渡原価は、法人の場合、移動平均法が法定評価方法とな

っています。保有している暗号資産を他の暗号資産と交換した場合にも、その時点で譲渡と取得が行われたものとして、収益が認識されます。

会社が暗号資産を期末時に保有している場合、活発な市場がある暗号資産であれば時価での評価替えを行って評価損益を認識しなければなりません。ただし、会計では翌期に戻入を行わないのに対し、税務では翌期に洗替が行われることに注意が必要です。

なお、消費税の取り扱いとして、暗号資産を国内の交換業者を通じて譲渡した場合には、支払手段等の譲渡として非課税となります。

4. 為替取引に用いられるデジタル財産

USD T等のステーブルコインなどが例として挙げられます。ステーブルコインは、法定通貨

等に連動するように設計されたデジタル財産であり、主にブロックチェーン技術が用いられています。

従来ステーブルコインは為替取引として整理されてきましたが、令和4年6月3日に資金決済法が改正されて、「電子決済手段」として扱われることになりました。会計・税務面の取り扱いについては、外国通貨の保有と譲渡の場合と同じような取り扱いになり、消費税は、支払手段等の譲渡として非課税になるものと考えられます。

5. デジタル証券

例として、株や社債などの通常の有価証券を電子化したものがあります。

ほかに、一定のプロジェクトからの収益分配権（セキュリティトークン）投資家に配当できるトークン）もデジタル証券として扱われますが、金融商品取引法での取り扱いについて権利の検証が必要となります。これらの取引については、従来の有価証券取引と異なることはありません。

6. NFT

NFT (Non-Fungible Token) は、ブロックチェーン技術を使って作成された電子証票（トークン）であり、代替不可能（ノンファンジブル）な特徴をもつ唯一無二の固有データです。

NFTについて、会計面では現状で明確な会計処理基準はありません。国税庁からは、タックスアンサーNo.152512「NFTやFTを用いた取引を行った場合の課税関係」が公表されています。

NFTは、取得・交換するだけでなく、トークンの発行者になることも可能です。また、譲渡が行われるごとに、発行者が一定の報酬を受け取るような設計にすることもできます。その性質から、①デジタルデータそのもの、②何らかの権利を表章したもの、③ゲームのアイテム等などに分けられます。

① デジタルデータそのもの

当該NFTは、棚卸資産や無形固定資産等となると考えられます。その取得時には、時価が取得原価となります。自己製作の場合には、内容によって研究

開発またはコンテンツ制作の会計慣行に応じた処理となります。なお、時の経過によって価値は減少しないものと考えられるため、減価償却は行われません。棚卸資産評価損や減損の可能性は検討する必要があります。

当該NFTを会社が売却した場合には、売却額で収益を認識して原価を計上することになります。ただし、NFTの権利義務がトークン引き渡し後も続くような設計になっていれば、一時期にすべての収益を認識すべきかどうかの検討を行う必要が出てきます。

② 何らかの権利を表章したもの

例えば、実際の財産の所有権や著作権、権利の一部利用権などをNFTとし、それを売買対象とする場合が考えられます。これらは元の権利内容に応じて無形固定資産等として扱われ、減価償却を行う必要も出てきます。

売却した場合は、売却額で収益を認識するとともに、残存簿価を原価として計上します。

③ ゲームのアイテム等

NFTであるゲームアイテム

等で、それを保有することで収益を得られる場合には、利益を計上する必要があります。減価償却を行う必要性は、内容により検討を要します。取得・売却の場合の処理は①②と同様です。また、①②③とも、国内での譲渡時には消費税の課税対象となります。取引の相手方が国外居住者や外国人である場合には、取引内容を検討して内外判定を行う必要があります。

7. その他（企業ポイントなど）

商品・サービスなどを購入した際に、企業発行ポイントを取得することがあります。通常はポイント取得時には会計処理は行われず、ポイント使用時に値引または雑収入計上されます。ポイント自体には、消費税は課税されません。

会社がポイントを発行している場合には、収益認識に関する会計基準に沿って会計・税務の処理がなされるため、商品・サービスの販売時に、すべての収益が認識されないこともありま

